

再任用制度の概要

1 定年退職者の再任用

- (1) 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、再任用することができる。
- (2) 任期は更新可。上限年齢は、満額年金の支給開始年齢の段階的引上げに合わせて65歳まで段階的に引上げ。

2 再任用職員の勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

勤務形態は、フルタイム勤務のほか、短時間勤務を設定

フルタイム勤務は週40時間、短時間勤務は週16時間～32時間の範囲内で職員ごとに各省各庁の長が決定。

(2) 休暇

定年前の職員と同様、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇。

3 再任用職員の給与

(1) 俸給

俸給月額、各俸給表のそれぞれの職務の級につき単一の俸給月額（短時間勤務職員にあつては、その勤務時間数に応じてその俸給月額を基礎に比例計算により得られる額）とし、昇給はしないものとする。

(2) 諸手当

- ・ 通勤手当、地域手当（給与法第11条の5～第11条の7に規定する特例的なものを除く。）、超過勤務手当、特別給（期末手当、勤勉手当）等に限り支給。
- ・ 特別給の年間支給割合は、2.35月。

(参考) 一般行政事務（フルタイム勤務）の場合の年収（俸給＋特別給）

再任用ポスト（例）	俸給月額	年収
管区機関、府県単位機関の主任級（行政職（一）2級）	214,600円	約300万円
〃 係長級（行政職（一）3級）	259,000円	約370万円
管区機関の課長補佐級（行政職（一）4級）	279,400円	約400万円

4 その他の制度

その他の人事管理諸制度（服務、能率、分限、公平、災害補償等）における再任用職員の取扱いは、定年前の職員と同様。

5 定員

フルタイム 定員内（常勤職員と同じ）

短時間勤務職員 定員外（短時間勤務職員の任用によりその業務量に見合う常勤職員の定員を削減（常勤職員1人：40時間に対し、48時間分に換算＜1:1.2＞）

6 留意点

- (1) 再任用については、任命権者の裁量に委ねられ、再任用希望職員の希望どおり再任用されるかどうかの予測がつかない。
- (2) 現状では、フルタイムであっても、年収300～400万円の官職への再任用が主流。
- (3) 60歳定年退職者に占める再任用者の割合は約2割にとどまっている。